

宮城県高齢者居住安定確保計画（概要版）

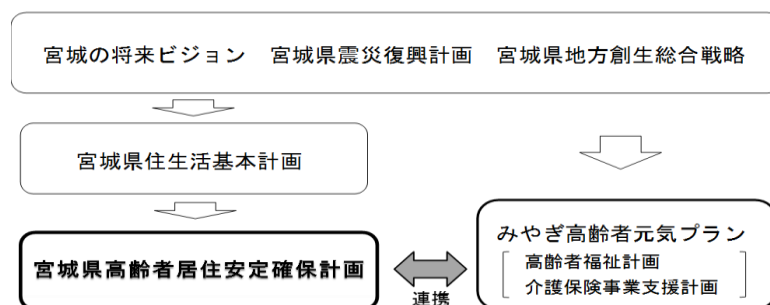
1 計画の目的と位置づけ等

（１）計画の目的と策定の背景

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第４条に基づき、住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「宮城県高齢者居住安定確保計画」（第２期）を策定します。（計画期間：平成３０年度から平成３５年度）

<参考> 第１期計画：平成２４年度から平成２９年度まで

（２）計画の位置づけ



（３）計画の構成

第1章 計画の目的と位置づけ等
第2章 高齢者の住まいの現状と課題 高齢者の人口等の状況 高齢者の住まいの状況 高齢者の住意識と住み替え意向 課題
第3章 計画の目標 目標 高齢者向け住まい・施設の供給目標 成果指標
第4章 基本方針と推進する取組 基本方針1 高齢者が快適で安心して暮らせる住まいづくり 取組1-1 長期継続居住を可能にする良質な住宅の整備 取組1-2 既存住宅の質の向上 取組1-3 自宅での暮らしを支える居住環境の整備 基本方針2 高齢者の多様なニーズや状況に応じた住まいづくり 取組2-1 公的賃貸住宅等の適切な供給 取組2-2 民間賃貸住宅を活用した住宅の確保 取組2-3 高齢者向け住宅等の供給 基本方針3 高齢者が身近な地域で長く暮らせる環境づくり 取組3-1 安心して暮らせる生活環境の整備 取組3-2 地域コミュニティの維持・形成 取組3-3 地域の実情に応じた住まい・まちづくり
第5章 計画の実現に向けて 取組の主体と役割 取組の主体同士の協働・連携

2 高齢者の住まいにおける課題

- (1) 高齢者が住み慣れた住宅においていつまでも快適で安心できる居住の確保
- (2) 高齢者のニーズに応じた安定的な居住の確保
- (3) 高齢者が各々の地域でいつまでも安心して生活できる環境の確保

3 計画の目標

いつまでも自分らしく豊かな住生活を送れるよう、世代を問わず県民一人ひとりが、加齢により身体機能が低下していくことなどを見据え、高齢期を迎える前の早い段階から将来の住まいのあり方を意識し、自らが望む暮らしの確保に取り組んでいくことが大切です。

また、高齢になるほど助け合いがより重要になってくると考えられることから、地域で支え合える良好なコミュニティの維持・形成に向け、県民一人ひとりが、地域づくりの担い手としての役割を自覚し、互いに連携しながら、主体的に取り組んでいくことが求められています。

(1) 目標

宮城県住生活基本計画を踏まえ、本計画の目標を次のとおり定め、3つの基本方針に基づき、高齢者の居住の安定確保に向けた取組を進めていきます。

住み慣れた住まいでいつまでも・状況に応じて住まいを選択しながら
地域で支え合いながら、^{わたし}自分らしい暮らしの実現

(2) 高齢者向け住まい・施設の供給目標

宮城県住生活基本計画においては、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成 37 年度までに 4%とすることを目標としています。

このことを踏まえ、本計画では、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成 35 年度までに「3.5%」とすることを目標とし、高齢者向け住まい・施設の整備目標量を平成 35 年度までに約「23,000 人分」とします。

< 高齢者向け住まい・施設(※)の整備目標量 >

	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 35 年度
高齢者向け住まい・施設 ※ の割合 (戸数・定員の計)	現況値 (H29. 6. 1) 約 2.0% (11,694 人分)	中間目標値 2.7% (約 18,000 人分)	目標値 3.5% (約 23,000 人分)

※シルバーハウジング(LSA 室又は生活相談室を併設する公的賃貸住宅)、サービス付高齢者向け住宅の戸数及び養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの定員の計

(3) 成果指標

<成果指標 1>

高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化[※]率

【平成 25 年度：44.8% → 平成 35 年度：70%】

<成果指標 2>

道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能な共同住宅[※]ストックの比率

【平成 25 年度：13.5% → 平成 35 年度：25%】

<成果指標 3>

高齢者生活支援施設[※]を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

【平成 28 年度：76% → 平成 35 年度：87%】

4 基本方針と推進する取組

基本方針 1 高齢者が快適で安心して暮らせる住まいづくり

高齢者が住み慣れた住宅で、安心して、快適にいつまでも自立した生活を送れるよう、良質な住まいづくりや住まいの質を向上するリフォームを進めるとともに、状況に応じた暮らしやすい居住環境の形成を図ります。

取組 1-1 長期継続居住を可能にする良質な住宅の整備

- (1) 長期優良住宅の整備
- (2) 住宅性能表示制度の周知と普及
- (3) 加齢に伴う改修を見据えた住宅の普及
- (4) 多様な住宅需要への対応

取組 1-2 既存住宅の質の向上

- (1) バリアフリー化の促進
- (2) 断熱化の促進
- (3) 耐震化の促進
- (4) 長期優良住宅化の促進

取組 1-3 自宅での暮らしを支える居住環境の整備

- (1) 外部環境におけるバリアフリー化の促進
- (2) 高齢期における住まい方に関する知識の普及
- (3) 自宅での生活を支える支援方法の普及
- (4) 周囲の支えを受けやすい居住環境の形成

基本方針 2 高齢者の多様なニーズや状況に応じた住まいづくり

高齢者が状況に応じて住まいを選択しながら、安定的な居住を確保できるよう、適切な公的賃貸住宅の供給と民間賃貸住宅の活用による重層的な住宅セーフティネットの構築を進めるとともに、福祉施策との連携により、多様なニーズに応じた高齢者向けの住宅の供給を図ります。

取組 2-1 公的賃貸住宅等の適切な供給

- (1) 公営住宅の適切な供給
- (2) 公営住宅等の適切な維持管理
- (3) 公営住宅の優先入居・家賃減免
- (4) 地域優良賃貸住宅の供給促進

取組 2-2 民間賃貸住宅等を活用した住宅の確保

- (1) 民間賃貸住宅を活用した高齢者の住まいの確保
- (2) 民間賃貸住宅におけるバリアフリー改修の促進
- (3) 居住支援に向けた仕組みづくり
- (4) 住み替えの支援

取組 2-3 高齢者向け住宅等の供給

- (1) 高齢者向け住宅の供給促進
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の管理の適正化
- (3) 多様なニーズに応じた住まい・施設の供給

基本方針 3 高齢者が身近な地域で長く暮らせる環境づくり

高齢者が、住み慣れた地域や被災により移転した新たな地域を身近なものと感じ、いつまでも安心して暮らすことができるよう、安全で良好な生活環境の形成と支え合い体制の醸成を図り、地域の実情に応じた持続可能な住まい・まちづくりを進めます。

取組 3-1 安心して暮らせる生活環境の整備

- (1) 移動しやすいまちづくりの推進
- (2) 良好な歩行環境の整備
- (3) 快適で潤いのある生活環境の形成
- (4) 空き家の増加の抑制
- (5) 防災性の高い住まい・まちづくりの推進
- (6) 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進

取組 3-2 地域コミュニティの維持・形成

- (1) 地域における交流の場の形成
- (2) 外出しやすい環境づくり
- (3) 支え合いのある住まい方の普及
- (4) 地域包括ケア体制の充実・推進

取組 3-3 地域の実情に応じた住まい・まちづくり

- (1) 高齢者向け住宅の供給促進
- (2) 民間賃貸住宅等を活用した住まいづくり
- (3) ネットワークを構築しやすいまちづくり
- (4) 支え合いを確保しやすい環境づくり

5 計画の実現に向けて

本計画における取組の推進に当たっては、宮城県居住支援協議会やみやぎ復興住宅推進会議等を通じ、各々の取組主体が情報共有・意見交換を行うなど、協働・連携しながらそれぞれの分野で総合的かつ効果的に取組を推進します。